

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
33	健康増進法による検診の実施等に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大田区は、健康増進法関連事務における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

個人情報保護法や大田区情報セキュリティ基本方針等に基づき、個人情報保護の徹底と情報セキュリティ対策について万全を期している。システム面の対策としては職員の業務権限の範囲を考慮してシステムへのアクセス権を割り振ることにより職員が必要な情報以外にはアクセスできないように管理し、そのIDごとに操作ログを記録するなどの対策を講じている。

評価実施機関名

大田区長

公表日

令和7年10月10日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	健康増進法による検診の実施等に関する事務
②事務の概要	【健康増進法による検診事業】 ・検診台帳により対象者へ受診券を発行する。 ・検診の受診日、検査方法、検診結果等を保健システムに記録する。 ・検診において要精密検査となり、精検を受診した者については、精検を実施した医療機関から検査結果報告書の提出がある。これをもとに精検受診日、検査方法、結果等を保健システムに記録する。 ・精検結果が報告書により確認できない者については、医師会を通じて医療機関あてに結果照会を行い、それでも確認できない者については要精検者本人へ通知を送付し、精検受診状況について照会を行う。これらにより判明した精検結果を保健システムに記録する。 ・保健システムに記録された検診結果、精検結果は区や国の統計調査に提供し、検診の精度管理等に利用される。 ※対象となる検診・・・健康増進法施行規則第四条の二に定める次の検診 胃がん検診、肺がん検診、大腸がん検診、子宮頸がん検診、乳がん検診、肝炎ウイルス検診、骨粗しょう症検診、歯周疾患検診
③システムの名称	保健システム、区民情報系基盤システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
検診台帳ファイル、提供情報ファイル、情報参照ファイル、情報提供ファイル、統合宛名番号ファイル、統合宛名情報ファイル、符号管理ファイル、庁内連携ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条(利用範囲)第1項及び第3項 別表の111の項 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 第54条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ [実施する] 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	＜情報照会の根拠法令＞ ・番号法第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条表の139の項及び第141条(健康増進法関係) ＜情報提供の根拠法令＞ ・番号法第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条表の139の項及び第141条(健康増進法関係)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康政策部健康づくり課
②所属長の役職名	健康づくり課長
6. 他の評価実施機関	
なし	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	健康政策部健康づくり課 〒144-8621 東京都大田区蒲田5-13-14 03-5744-1265
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康政策部健康づくり課 〒144-8621 東京都大田区蒲田5-13-14 03-5744-1661
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年7月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
基礎項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
	判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報または住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、受診券や受診票等においてマイナンバーを取得し管理・保管する際には、必ず複数人で確認することを徹底することで人為的ミスが発生するリスク対策は十分であると考えられる。

9. 監査		
実施の有無	☐ 〇 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 ☐	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・基盤システムの認証情報及び業務システムの認証情報により利用者の権限管理を実施し、それ以外の者は情報にアクセス・使用できなくなっている。 ・情報セキュリティ実施手順により、権限のない者の不正利用を防止する手順が定められており、それにしたがって業務を運用している。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年9月30日	I 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条(利用範囲)第1項及び第3項 別 表の76の項 行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律別表の主務省 令で定める事務を定める命令 第54条(健康増 進事業関係)	番号法第9条(利用範囲)第1項及び第3項 別 表の111の項 行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律別表の主務省 令で定める事務を定める命令 第54条(健康増 進事業関係)	事後	「その他の項目の変更であり 事前の提出・公表が義務付け られない(誤記の修正)
令和7年9月30日	II しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和6年7月1日時点	令和7年7月1日時点	事後	「その他の項目の変更であり 事前の提出・公表が義務付け られない(しきい値判定の再実 施)
令和7年9月30日	II しきい値判断項目 2..取扱者数 いつ時点の計数か	令和6年7月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	「その他の項目の変更であり 事前の提出・公表が義務付け られない(しきい値判定の再実 施)